

1. はじめに

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、**平成21年4月1日から**教員免許更新制が導入されることになりました。

この資料は、教員免許状を持っている方、これから教員免許状を取得される方に、制度の基本となる事項について理解していただくために作成したものです。

教員免許更新制(以後、「更新制」という)のもっとも基本的なポイントは次の4つです。

- ①更新制の目的は、その時々で教員として必要な**最新の知識技能を身につける**こと。
- ②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に**10年間の有効期間**が付されること。
- ③**2年間で30時間以上**の免許状更新講習^{*1}の受講・修了が必要となること。
- ④平成21年3月31日以前に免許状を取得した者にも**更新制の基本的な枠組みを適用**すること。

なお、この説明資料においては、説明の都合上、次のとおり「**新免許状**」「**旧免許状**」という用語を使用することとします。

- ①平成21年4月1日以降(更新制導入後)に授与される免許状を「**新免許状**」
- ②平成21年3月31日以前(更新制導入前)に授与された免許状を「**旧免許状**」

2. 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に**最新の知識技能を身に付ける**ことで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

更新制は**不適格教員を排除することを目的としたものではありません。**

*1 **免許状更新講習** 文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習。

3. 免許状の有効期間

(1) 新免許状(平成21年4月1日以降(更新制導入後)に授与される免許状)の場合

普通免許状または特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までです。

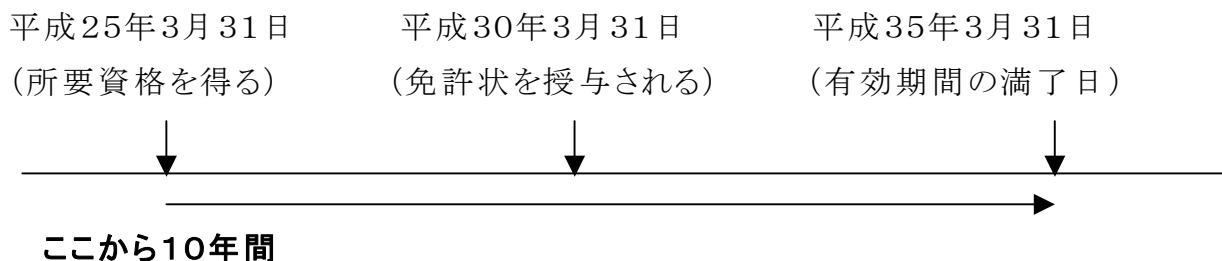
※ 「所要資格を得て」とは、免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のことをいいます。

例えば平成25年3月31日に所要資格を得た後に授与される免許状は全て、平成35年3月31日まで有効となります。

つまり、平成25年3月31日に所要資格を得た方が、平成30年になってから免許状授与の申請を行い、3月31日に免許状を授与された場合でも、平成35年の3月31日が有効期間の満了日になることとなります。<図1参照>

よって、大学の教職課程で単位を取り終えた後、都道府県教育委員会に授与の申請をしないままであっても、授与される免許状の有効期間の満了日は同じということになります。

図1: 免許状の有効期間



(2) 旧免許状(平成21年3月31日以前(更新制導入前)に授与された免許状)の場合

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状または特別免許状を有する者の免許状には、引き続き有効期間の定めがないものとします。

ただし、更新講習受講対象者^{*2}で、修了確認期限^{*3}までに更新講習の修了確

*2 更新講習受講対象者 9 ページ参照

*3 修了確認期限 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限。すべての旧免許状所持者に設定される(ただし、平成23年3月31

認を受けなかった場合には、免許状はその効力を失います。

い) 栄養教諭免許状以外の旧免許状を持っている場合

旧免許状については、有効期間の定めがないことから、最初の修了確認期限が表1のように割り振られることになります。

表1：最初の修了確認期限

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新受講期間
①昭和30年4月2日～昭和31年4月1日、昭和40年4月2日～昭和41年4月1日、昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
②昭和31年4月2日～昭和32年4月1日、昭和41年4月2日～昭和42年4月1日、昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
③昭和32年4月2日～昭和33年4月1日、昭和42年4月2日～昭和43年4月1日、昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
④昭和33年4月2日～昭和34年4月1日、昭和43年4月2日～昭和44年4月1日、昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
⑤昭和34年4月2日～昭和35年4月1日、昭和44年4月2日～昭和45年4月1日、昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
⑥昭和35年4月2日～昭和36年4月1日、昭和45年4月2日～昭和46年4月1日、昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
⑦昭和36年4月2日～昭和37年4月1日、昭和46年4月2日～昭和47年4月1日、昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
⑧昭和37年4月2日～昭和38年4月1日、昭和47年4月2日～昭和48年4月1日、昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
⑨昭和38年4月2日～昭和39年4月1日、昭和48年4月2日～昭和49年4月1日、昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
⑩昭和39年4月2日～昭和40年4月1日、昭和49年4月2日～昭和50年4月1日、昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

表1の振り分けは、平成21年4月からの10年間で、旧免許状を持っている方全員に更新講習を受講・修了していただくために行ったものです。

日時点で56歳以上の者は除く)。新免許状における有効期間の満了日にあたる。

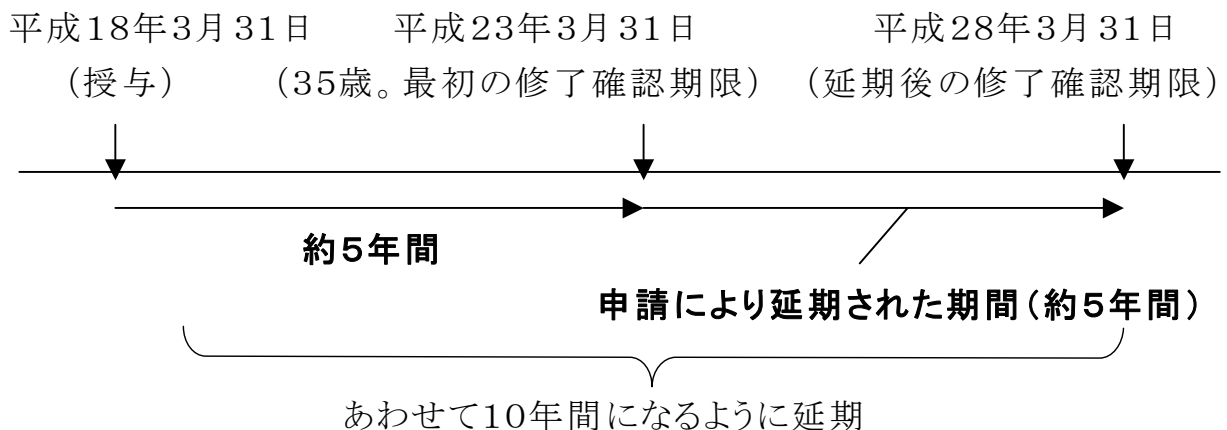
よって、①～⑩における日が、持っている免許状を授与された日から10年経っていない場合は、修了確認期限が免許状を授与された日から10年後になるよう延期する申請を行うことができます。

例えば、平成18年3月31日に免許状を授与された方の場合を考えます。

この方が表1の①に該当する場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となります。しかし、この方は平成23年3月31日の時点では免許状を授与されてから約5年しか経っていません。

そこで、免許管理者^{*4}に対して修了確認期限の延期を申請することによって、修了確認期限を免許状を授与された日から10年後の年度末、つまり平成18年3月31日から数えて10年後の年度末にあたる平成28年3月31日に延期することができます。〈図2参照〉

図2：修了確認期限を延期する例



ii) 栄養教諭免許状のみを持っている場合

栄養教諭免許状は平成16年度に創設された免許状であるため、表1のように修了確認期限を割り振ると、割り振られる修了確認期限がその方の持っている栄養教諭免許状を授与された日から10年を超えない場合がほとんどとなります。

よって、栄養教諭免許状を持っている方については表1の割り振りを適用せず、表2のとおりとすることとしました。

*4 免許管理者 勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会。教員として勤務していない方は住所地の都道府県教育委員会。

表2：栄養教諭免許状を持つ者の最初の修了確認期限

免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新受講期間
①平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

iii) 栄養教諭免許状とそれ以外の免許状を持っている場合

栄養教諭の旧免許状とそれ以外の旧免許状の両方を持っている方は表1と表2、どちらにしたがえばよいのかということになりますが、この場合は表2の整理に従い、受講していただくこととなります。

ただし、i) ii) で定められた修了確認期限が、免許状を授与されてから10年経過していない場合は修了確認期限の延期^{*5}の申請を行うことが可能です。

(3) 失効

有効期間の満了日(修了確認期限)までに更新講習を受講・修了しなかった場合には免許状は失効することとなります。

ここでは、更新講習を受講・修了しなかった場合の扱いについて3つの場合に分けて説明します。〈図3参照〉

(a) 旧免許状を持つ方の場合

i) 更新講習の受講対象者(9ページ参照)に該当しない場合

この場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はありません。

ただし、その後、教員採用内定を得るなど、受講対象者になった場合でも、更新講習を受講・修了しなければ教壇に立つことはできません。

*5 修了確認期限の延期 18ページ参照。

ii) 更新講習の受講対象者に該当し、受講義務がある方の場合

更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限を過ぎた場合は免許状は失効することとなり、免許状を免許管理者に返納する必要があります。

修了確認期限が過ぎて、免許状が失効した場合でも、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができます。

なお、旧免許状は失効した際に返納しているため、再授与される免許状は有効期間の付いた新免許状となります。

※ 更新講習の受講義務がある者は以下のとおりです。

- ① 現職教員(校長・副校長・教頭を含む)
- ② 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ③ ②に準ずる者として免許管理者が定める者
- ④ 文部科学大臣が別に定める者

iii) 更新講習の受講対象者に該当するが受講義務がない方の場合

この場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はありません。

ただし、その後、更新講習を受講・修了しなければ教壇に立つことはできません。

(b) 新免許状を持つ方の場合

新免許状を持っている場合は受講対象者であるか否かにかかわらず、更新講習を受講・修了しなかった場合は失効することになりますが、免許状を見れば有効期間が満了していることがわかりますから、これを返納する必要はありません。

免許状が失効した場合でも、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができます。

なお、免許状が失効した場合(修了確認期限までに更新講習を修了していない場合)でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。

よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状の再授与を受けることができます。

図3：免許状の失効・再授与

(a) i) 旧免許状 (現職教員等以外)	(a) ii) 旧免許状 (現職教員等)	(a) iii) 旧免許状 (実習助手等)	(b) 新免許状
更新講習を受講できないため修了確認期限を過ぎても失効せず	修了確認期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合、失効	更新講習の受講義務はないため修了確認期限を過ぎても失効せず	有効期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合、失効
免許状を返納する必要なし	失効した場合は免許管理者に免許状を返納	免許状を返納する必要なし	免許状を返納する必要なし
教員採用内定を得るなど、更新講習を受講可能となった後、更新講習を受講・修了すれば教壇に立つことができる。	更新講習を受講・修了することによって新たに有効な新免許状を再授与される。	更新講習を受講・修了すれば教壇に立つことができます。	更新講習を受講・修了することによって新たに有効な新免許状を再授与される。

(4) 非違行為を行ったことなどによる失効との違い

①更新講習を受講・修了しなかったことに基づく失効と、②教育職員免許法第10条、第11条に基づく失効は別のものです。

②の場合はその後3年間は新たな免許状の授与を受けることはできませんが、①の場合は更新講習を受講・修了すれば有効な免許状の授与を受けることができます。

(5) 免許状の効力に関する補足

i) 履歴書の記載について

免許状が失効した場合(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない場合)、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載はできなくなるのか、という点です。

更新講習を受講しなかったことによる失効は前述したとおり、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にするものではありません。

せん。よって、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載をしていただくことは可能です。

ただし、更新講習を受講する必要がある旨を併記していただく必要があります。

ii) 教員採用選考試験の受験について

教員採用選考試験では、免許取得(見込み)が受験資格になっていることから、

○有効期間が満了して免許状が失効している人(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない人)も、教員採用選考試験を受験できるのか

○免許状が失効した人(修了確認期限までに更新講習を修了していない人)が採用で不利にならないような措置・通達などは講じられるのか

が問題となります。文部科学省は、教育委員会などの教員の任命権者に対して、免許状が失効している(修了確認期限までに更新講習を受講・修了していない)ことをもって、教員採用試験において受験させないことや不合格とすることがないように要請してまいります。

4. 免許状更新講習の受講対象者

(1) 受講対象者

更新講習の受講対象者は、普通免許状又は特別免許状を有する者で、以下に該当する者です。

- ① 現職教員(校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く)
- ② 実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
また、今後教員になる可能性が高い者として、
- ⑤ 教員採用内定者
- ⑥ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者
- ⑦ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑧ 認定こども園又は幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限り、幼稚園教諭免許状を有している保育士も更新講習を受講することができます。

(2) 証明

また、更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明する必要があります。つまり、受講対象者は、①身分証など本人確認を行うことができる書類及び②勤務する学校の校長、その者を雇用しようとする者、または臨時任用(または非常勤)教員リストを作成している者などが行う受講対象者であることの証明のための書類を持って開設者に受講を申し込むことが必要になります。

5. 更新講習の免除対象者

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者(免除対象者)は次のとおりです。

①教員を指導する立場にある者

- ・ 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭または指導教諭
- ・ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ・ 免許状更新講習の講師となっている者 など

②優秀教員表彰者

文部科学大臣、教育委員会などから、各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に係る知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者のことです。

ただし、優秀教員表彰を若くして受けた場合にそれ以後は、更新講習を2回あるいは3回と免除となるかといえそうではありません。**優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となります。**

ここで、注意しなければならないのは、**免除対象者にあたる場合でも、免許管理者に免許状の更新手続きに関する申請を行わなければならない**ということです。

申請をしなかった場合^{*6}及び講習を修了しなかった場合は、免許状は失効することになります。

ただし、上記に掲げる者でも、知識技能が不十分である場合は免除対象とはなりません。

※ 旧免許状所持者の場合、免除の対象となるのは、更新講習の受講義務がある者(6ページ参照)のみとなります。

*6 申請をしなかった場合 5 ページ参照。

6. 有効期間の更新(更新講習修了確認)

次に、免許更新の具体的な流れについて説明します。教員免許は個人の資格ですので、手続は基本的には全て個人で行っていただくことになりますので詳しくは免許管理者にお問い合わせください。

※ 更新講習の受講対象者については9ページをご確認下さい。

(1) 新免許状(平成21年4月1日以降(更新制導入後)に授与される免許状)の場合の手続きの流れ

① 所持している免許状の有効期間の満了日を確認します。

有効期間の異なる免許状を持っている場合は、**その最も遅く満了するものが全ての有効期間となります。**

※有効期間の異なる免許状を持っている場合については、この資料の20ページを確認してください。



② 有効期間の延長が可能な理由に該当する場合や、更新講習の免除対象者に該当する場合には免許管理者にそのために必要な**申請**をします。

※有効期間の延長については、この資料の18ページを確認してください。



③ 有効期間満了前の2年間に、大学などが開設する**30時間以上の免許状更新講習を受講・修了**します。

受講にあたっては、更新講習の開設状況を確認し、各人で、希望する更新講習の開設者に申し込みます。

※更新講習の開設状況は各更新講習開設者や文部科学省のホームページを確認してください。



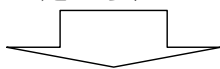
④ 更新講習を修了したことを免許管理者に**申請**し、免許状の有効期間の更新を受けます。

※免許管理者とは、この説明資料の4ページで説明したとおり、現職教員、教育委員会の職員等の方は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員(校長、副校長、教頭を含む。)、教育委員会又は教育機関の職員、元教員で任命権者等の要請によって地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、学校法人で勤務している方等以外の方は住所地の都道府県教育委員会になりますので、②④の申請はそちらで行ってください。

(2)旧免許状(平成21年3月31日以前(更新制導入前)に授与された免許状)の場合の手続きの流れ

① 最初の修了確認期限がいつになるのかを**文部科学省令**を見て確認します。

※文部科学省令とは、「教育職員免許法施行規則」のことを指します。この資料の3、5ページ表1・表2の振り分けと同じ内容が定められています。



② 修了確認期限の延期が可能な理由に該当する場合や、更新講習の免除対象者に該当する場合にはそのために必要な免許管理者に**申請**します。

※修了確認期限の延期については、この資料の18ページを確認してください。



③ 修了確認期限前の2年間に、大学などが開設する**30時間以上の免許状更新講習を受講・修了**します。

受講にあたっては、更新講習の開設状況を確認し、各人で、受講を希望する更新講習の開設者に申し込みます。

※更新講習の開設状況は各更新講習開設者や文部科学省のホームページを確認してください。



④ 更新講習を修了したことを免許管理者に**申請**し、更新講習修了確認を受けます。

※免許管理者とは、この資料の4ページで説明したとおり、現職教員、教育委員会の職員等の方は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員等以外の方は住所地の都道府県教育委員会になりますので、②④の申請はそちらに行ってください。

(3)更新講習の受講期間に関する注意点

更新の手続を行う上で、気を付けていただきたいのは、更新講習の受講期間はいつから始まるのかということです。

例として、ここでは有効期間が平成35年3月31日である免許状の場合を考えます。

この場合は更新講習の受講期間は平成33年2月1日から平成35年1月31日になります。更新や免除対象者であることの申請もこの期間に行います。

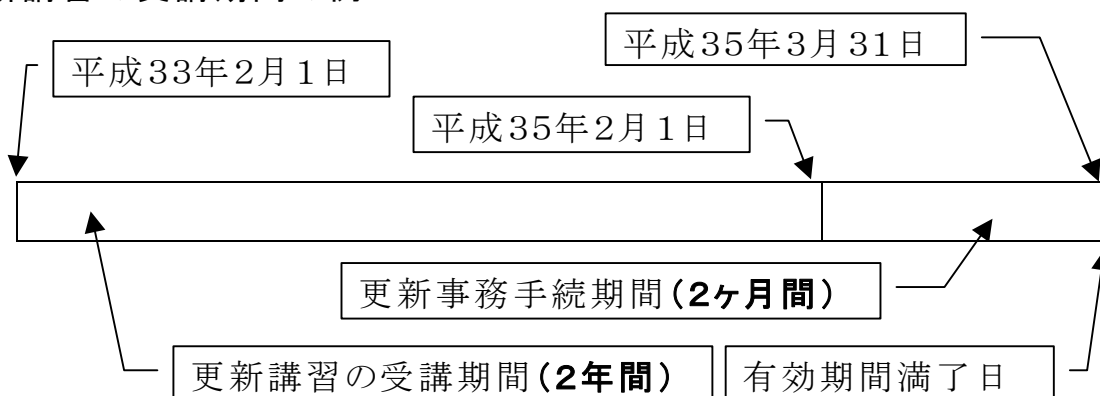
有効期間の満了日の2ヶ月前までを受講期間とするのは、6.(1)④で示されて

いる免許管理者の行う更新事務手続に2ヶ月程度の時間が必要になるためです。

したがって、この場合は更新講習は平成35年1月31日までに受講・修了しなければならないこととなります。

よって、申請の期限を過ぎると更新事務手続を受け付けてもらえませんので、ご注意ください。＜図4参照＞

図4：更新講習の受講期間の例



※更新や免除対象者であることの申請もこの期間に行う

7. 免許状更新講習の概要

免許状更新講習とは、文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習のことを指します。

ここでは免許状更新講習の内容について具体的に説明していきます。

(1) 免許状更新講習を開設できる者

更新講習を開設することのできる者は次の通りです。

① 大学・大学共同利用機関

更新講習は大学を中心として開設されることとなります。したがって、ほとんどの方は大学で更新講習を受講していただくこととなります。

② 指定教員養成機関^{*7}

③ 都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会

^{*7} 指定教員養成機関 専修学校などのうち文部科学大臣の指定を受けているもののこと。

④文部科学大臣が指定する法人(独立行政法人、公益法人など)

(2)免許状更新講習の実施形態

更新講習は基本的に**長期休業期間中や土日**に開講されます。また、通信・インターネットや放送による形態なども認めることにより、受講しやすい環境の整備に努めてまいります。

(3)免許状更新講習の講師

免許状更新講習の講師を担当することのできる者は次の通りです。

- ① 大学の教授・准教授・講師など
- ② 指定教員養成機関、大学共同利用機関の職員など
- ③ 指導主事など教育委員会で専門的事項の指導等を行っている者
- ④ 文部科学大臣が上記の者に準ずる者として認める者(教員及び教員であった者(※ ただし、免除対象として免許管理者が認めた者と同等以上の知識技能を有する者)など)

(4)免許状更新講習の内容

i)更新講習の内容

免許状更新講習の内容は大きく分けて次の2つに分けられます。

①教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(以下「教育の最新事情」という。)

すべての教員に共通する事項を扱うものです。具体的には、「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」を主な内容とします。

②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

学校種・教科種などに応じた内容を扱うものです。各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心に扱います。

ii)更新講習の受講時間

更新講習はあわせて30時間以上受講・修了する必要があります。

このうち、

①「教育の最新事情に関する事項」については**12時間以上**

②「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については**18時間以上**

それぞれ受講・修了することが必要になります。

iii)更新講習の受講イメージ

次に、更新講習の受講のイメージを説明します。

更新講習は基本的に大学が中心として開設するものです。よって、受講する場合は、受講する講習を選択し、**各人で各開設者に受講料を支払い、直接申し込むこと**になります。

また、更新講習は、**出身大学や教職課程を履修した大学以外で受講することや、在住する都道府県以外にある大学で受講することも可能**です。

更新講習の開設の例としては、次のようなものが考えられます。

A大学

領域	講座名	時間数	開設日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	救急活動講座(養護教諭対象)	6時間×1日	5～7月の土、日
	食育の指導法(栄養教諭対象)	6時間×2日 (セットで開講)	7・9月の土・日
	小学校での英語教育講座	6時間×1日	12月第1～4週の土、日、祝
	発達障害への対応	6時間×3日 (セットで開講)	8月第1～4週の月～水、木～土

B大学

領域	講座名	時間数	開設日
教育の最新事情に関する事項	教育状況の変化への対応	6時間×2日 (セットで開講)	6月第1～4週の 土・日
			8月第1～4週の 月・水、金・日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項	幼児教育に関する先端研究	6時間×1日	5～7月の 土、日、祝
	小学校算数の研究	6時間×1日	8月第1～4週の 月、水、金

C大学

領域	講座名	時間数	開設日
教育の最新事情に関する事項	教育の最新事情	6時間×2日 (セットで開講)	5月第2週の 土・日
			8月第2～3週の 木・金、土・日
			10月第3～4週の土 ・日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項	小学校体育の指導法	6時間×1日	5～7月の 土、日、祝
	化学に関する最新の研究成果	6時間×3日 (セットで開講)	8月第1～4週の 月～水、木～土
	教育相談・生徒指導の理論と方法	6時間×2日 (セットで開講)	11月第1～4週の土 ・日

通信制大学

※ 毎週土日に「教育の最新事情に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について講座を開講

上記のように、開設者によっては、「教育の最新事情に関する事項」及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のいずれか一方の領域のみ開講するところもあれば、両方の領域を開講するところもありますのでご注意ください。

「教育の最新事情に関する事項」については、12時間以上セットで開講されることとなりますので、いずれかの開設者でまとめて受講していただくことになります。

また、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、必要な講座を選択していただくことになります。

例えば、小学校教諭免許状を持つ場合に、7月第4週の土曜日に C 大学で「小学校体育の指導法」を、8月第1週の金曜日に B 大学で「小学校算数の研究」を、12月第1週の日曜日に A 大学で「小学校での英語教育講座」を、それぞれ受講する、ということが出来ます。

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、どの講習を受講すべきかは、実際に担当している教科などを踏まえ、選択していただくこととなります。

新免許状を持っている者の場合は、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、教諭(特別支援学校教諭を含む)の免許状を持っている場合は教諭を、養護教諭の免許状を持っている場合は養護教諭を、栄養教諭の免許状を持っている場合は栄養教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講・修了していただくことが必要です。

特別支援学校教諭の免許状については、養護教諭及び栄養教諭の免許状の場合とは異なり、必ずしも特別支援学校教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講していただく必要はありません。

ただ、できるだけ特別支援学校教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講・修了していただきたいと思えます。

旧免許状を持っている者の場合は、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については、教諭(特別支援学校教諭を含む)の「職」にある場合は教諭を、養護教諭の「職」にある場合は養護教諭を、栄養教諭の「職」にある場合は栄養教諭を主な受講対象者とする更新講習を受講していただくことが必要です。

(5) 免許状更新講習の修了認定について

更新講習の修了認定は、開設者が試験を実施し、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について適切な理解が得られていることが**修了認定試験**において認められた場合に行います。

複数の大学で更新講習を受講した場合は、大学ごとに履修認定を行うこととなります。

8. 有効期間の延長（修了確認期限の延期）

免許管理者は、**やむを得ない事由**により免許状更新講習の課程を修了できないと認められるときは、相当の期間を定めて、免許状の有効期間を延長（旧免許状の場合は修了確認期限を延期）することができます。

この場合は必ず免許管理者に申請を行う^{*8}必要がありますので、ご注意ください。

ここでいう「やむを得ない事由」とは次のとおりです。

- ①指導改善研修中であること
- ②休職中であること
- ③産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること
- ④地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- ⑤海外派遣中であること
- ⑥専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- ⑦教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が2年2ヶ月未満であること
- ⑧その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

なお、具体的な延長のイメージは図5に示すとおりです。修了確認期限の延期の場合も同様の扱いになります。

また、旧免許状の場合には、以下の場合にも修了確認期限が延期できます。

- ①所持する免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合

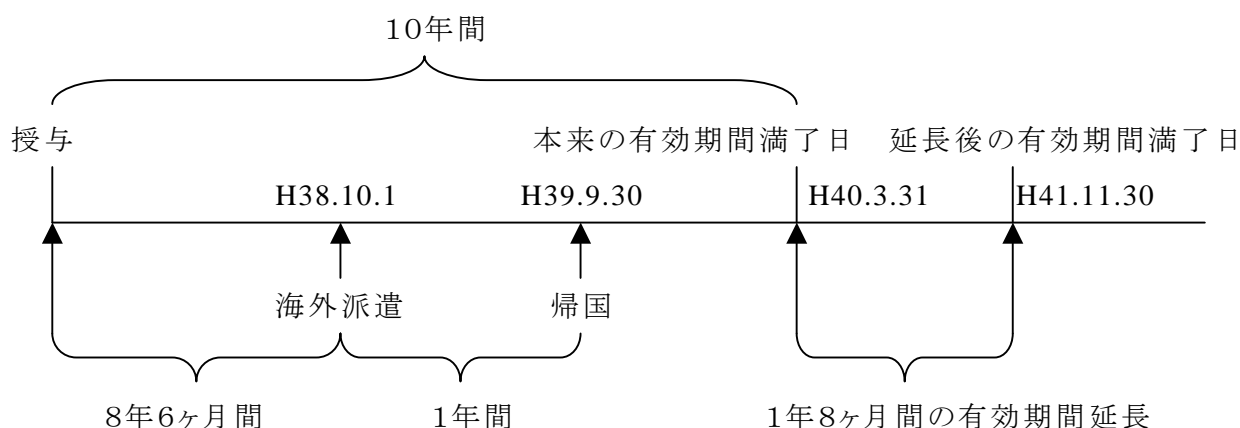
*8 免許管理者に申請を行う 11～12ページ参照。

②修了確認期限が平成23年3月31日である場合（この場合は2ヶ月間の延期）

※なお、有効期間の延長ができるのは、受講対象者のうち、9ページの(1)①～④に該当する方、修了確認期限の延期ができるのは、更新講習の受講義務がある方(6ページ参照)です。

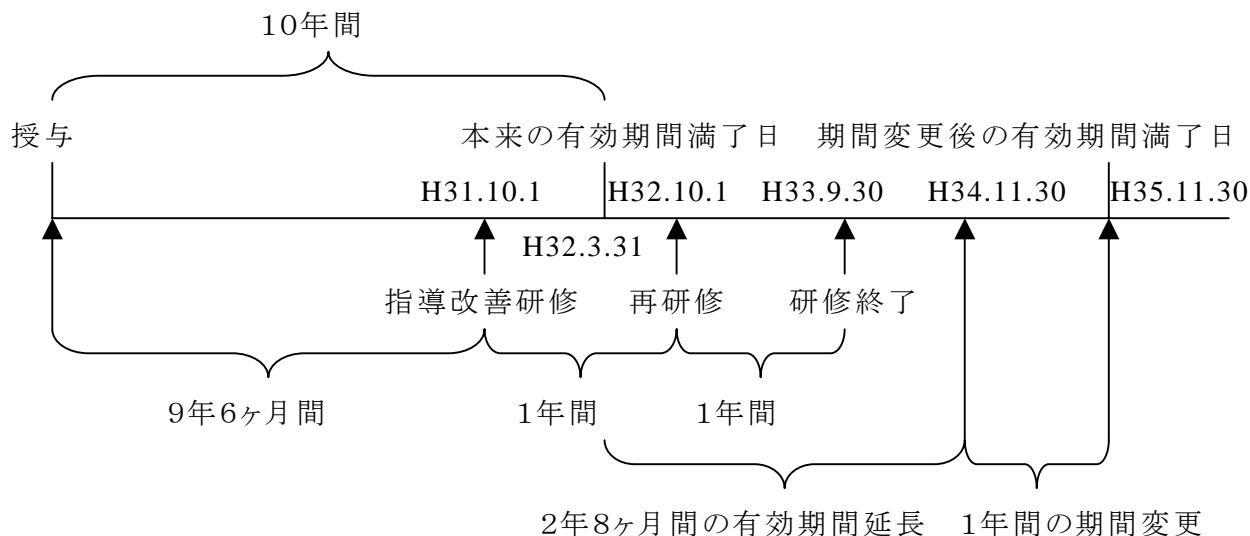
図5:免許状の有効期間の延長の主な類型

1. 有効期間の延長のイメージ図(在外教育施設に派遣を命じられた場合の例)



※有効期間を延長した場合、免許状更新講習を修了すべき期間は延長後の有効期間満了日までの2年2ヶ月間となります。このため、このケースの場合、海外派遣前に講習の一部を履修していても、更新のための履修としてカウントできなくなりますのでご注意ください。

2. 有効期間の期間変更のイメージ図(指導改善研修を再受講になった場合の例)



9. 複数の免許状を所持している場合の扱い

(1) 有効期間(修了確認期限)について

複数の免許状を所持する場合、その有効期間は、最後に授与された免許状を基準とし、**最も遅く満了となる有効期間に統一**します。

例えば、平成22年3月25日に中学校教諭免許状、平成23年3月25日に小学校教諭免許状を授与された場合は、両免許状は平成33年3月31日まで有効となります。

旧免許状については、最も遅く授与された免許状の授与から10年後まで、申請により修了確認期限を延期することができます。

(2) 有効期間の更新(更新講習修了確認)について

複数の教諭の免許状を所持している者であっても、30時間の更新講習を修了することにより、**すべての免許状の有効期間が更新**されます。(旧免許状における更新講習修了確認^{*9}も同様です。)

ただし、養護教諭及び栄養教諭の免許状については、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を受講する際に、必ず養護教諭及び栄養教諭の免許状それぞれに対応した更新講習を履修する^{*10}が必要です。(旧免許状の場合には、養護教諭及び栄養教諭の「職」それぞれに対応した更新講習を履修する必要があります。)

(3) 特別支援学校教諭免許状への領域の追加

特別支援学校教諭免許状については、**特別支援領域の追加によって有効期間が変更されることはありません。**

また、旧免許状についても、領域の追加によって修了確認期限が延期されることはありません。

*9 **更新講習修了確認** 免許管理者が行う、旧免許状所持者が30時間以上の講習を修了したという確認。

*10 **必ず養護教諭及び栄養教諭の免許状それぞれに対応した更新講習を履修する**
17ページ参照。